

地方たばこ税を活用した分煙環境整備の要望について

—10月24日要望書公表、同日自民党たばこ議員連盟に提出・決議—

全国たばこ販売協働組合連合会(会長：横田 圭二)と全国たばこ耕作組合中央会(会長：寺井 正邇)(以下、合わせて「当会」と言う)は、去る2019年10月24日(木)に「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する要望書」を公表しました。あわせて同日、自民党たばこ議員連盟(会長：野田 毅 衆議院議員)に対して同要望書を提出し、決議されました。

現在、わが国では、「望まない受動喫煙の防止」を目的として屋内規制を強化する改正健康増進法や自治体の独自条例が制定されています。加えて多くの地方自治体では、路上喫煙規制の制定や喫煙場所の撤去など、屋外での規制強化も進んでいるところです。

屋内外を俯瞰した場合、日本は世界で最も厳しい喫煙環境となっており、インバウンドを含めたたばこを吸われる方の不便・混乱のみならず、たばこを吸われない方々への迷惑が懸念されます。たばこを吸われない方と吸われる方が共生し、双方が快適に暮らせる社会の推進が、まさに喫緊の課題となっているのが実情です。

また、財政物資であるたばこは、国・地方を合わせ約2兆円の一般財源として、財政における大きな役割を果たしています。これらを踏まえ、全国の中小零細たばこ小売店、及びたばこ耕作農家で構成される当会としては、市町村たばこ税の一部を、公共喫煙場所の増設・維持・屋内喫煙室設置の助成、喫煙者のマナー徹底に向けた普及啓発等、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に優先的に活用いただきたいと考えております。

その旨の要望書を過日、当会 WEB サイトで公表するとともに、自民党たばこ議員連盟に提出し、決議されました。

本要望は、

- 「望まない受動喫煙防止」が推進され、たばこを吸われない方・吸われる方双方が快適に暮らすことが出来る社会の実現
- ポイ捨て・歩きたばこの減少による、環境美化の促進
- 喫煙室(場所)や排気設備の更新などが進まない事業者を支援することによる、改正健康増進法の徹底など、たばこを吸われない方・吸われる方、居住者・インバウンド、施設管理者・利用者すべてが快適に暮らすことができる地域づくりに貢献できるものであると認識しております。

今般の「令和2年度税制改正大綱」にて「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」と決定されたことを受け、当会では、本要望の実現に向けた自治体や関連団体等に対し、一層積極的な対話活動を行っていく所存です。

本件に関するお問い合わせ先

全国たばこ販売協働組合連合会
全国たばこ耕作組合中央会

2019年10月吉日

自由民主党たばこ議員連盟
各位 殿

全国たばこ販売協同組合連合会
会長 横田 圭二

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する要望について

- ・近年の度重なるたばこ税増税や、各種規制等により、たばこ販売数量は直近10年間で約半減と、急激かつ大幅な減少推移にあります。
- ・「改正健康増進法」等を受け、全国における公共場所や官公庁、病院、大学等の既存喫煙所の撤去が相次いでおります。
- ・全国の地方自治体で、国の法規制を上回る「受動喫煙防止条例」、いわゆる「上乘せ条例」（国と地方の二重規制による混乱）の議論・制定が相次いでおります。
- ・受動喫煙防止対策としての「健康増進法」とは、決して「禁煙法」ではなく、その根幹の目的は「望まない受動喫煙を防止する」ことと認識しております。
- ・“喫煙を愉しむこと”と“受動喫煙を受けたくないこと”は、ともに憲法で保障された国民の権利として尊重されなければなりません。
- ・喫煙する者は受動喫煙を受けたくない者の権利を侵害してはならず、一方、合法的嗜好品であるたばこを喫煙する者を、社会的悪者として排除する事もあってはなりません。
- ・今般の健康増進法改正は、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくことこそが本来目的であり、その目的達成のためには、「禁煙の推進」ではなく、「分煙環境の整備・推進」が極めて重要であると考えます。
- ・たばこは、たばこ事業法に基づく合法的嗜好品であるとともに、税収面においても、国家、地方合わせ約2兆円、それぞれ約1兆円の貴重な財源として多大な貢献を長年にわたり果たしております。
- ・一方、その性質は（特別税を除き）普通税（一般会計）として、使途は国、及び各自治体の判断に委ねられており、国民（区市町村民）に公開されておられません。
*本来、行政事業公開の原則、国民の納得性、税制の趣旨にも鑑み、一定程度の使途公開はなされるべきものと考えます。

近年の度重なる増税や、一律・過度な喫煙規制は、零細販売店である私ども組合員の経営を直撃、まさに死活問題となっているところです。現実、中小零細な「街のたばこ屋」の多くが、毎日のように全国各地で廃業を余儀なくされており、この現状を放置すれば、日本中から「街のたばこ屋」が絶滅する恐れほどの危機感を覚えています。

上述現状認識の下、弊会全国組合員5万人の総意として下記の通り強く要望致します。

記

「喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を、“受動喫煙防止事業”の推進を目的とした、分煙環境整備として活用できる全国的制度の整備・実施を要望します。」

・受動喫煙防止事業として、地方たばこ税の一部を目的税化（使途のルール化）することにより、「望まない受動喫煙防止」を目的とした「改正健康増進法」の着実な推進を図ることができるものと考えます。

・また、以て全国の中小零細たばこ小売店の活性化・生活の確保を図るとともに、たばこ総需要減少に一定の歯止めをかけ、財政物資としての継続的安定税収の確保に資するものと考えます。

・私共は、長きにわたり街の灯台として地域社会に密着し、多大な税収貢献の一翼を担ってきたと自負しております。全国5万人の組合員が路頭に迷うことがないよう、また、全国約2,000万人の喫煙を愉しむ国民のひとときの安らぎが奪われてしまうことのないよう、特段のご高配を賜りたく、切にお願い申し上げます。

以上

令和元年 10 月吉日

地方たばこ税の特定目的使用に関する要望書

全国たばこ耕作組合中央会
会 長 寺井 正邇

国内のたばこを取り巻く環境については、複数年に亘るたばこ税増税、受動喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行等、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。また、国内のたばこ市場においては、加熱式たばこの販売が伸長している一方で紙巻たばこの需要は大きく減少している状況にあります。

一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、税収面からもたばこ税は国、地方の貴重な財源として一定の役割を果たしております。地方財政においては年間 1 兆円を上回る一般財源として大きく貢献しております。

各地方自治体においては、独自の条例制定等、喫煙規制の強化が加速しておりますが、受動喫煙防止対策の基本は共存共栄であり、分煙社会の実現こそ目指すべき本来の姿であると考えます。改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、分煙環境整備の重要性が一層高まってきており、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を納税者に配慮した取り組みに有効活用していく、すなわち、分煙環境の整備に充当する必要性・妥当性が高まってきている状況にあると考えます。

全国のたばこ作農家は自らの農業経営を託し、自信と誇りを持ってたばこ作に取り組んでいます。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収量安定化への取り組みを怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けております。

分煙環境の整備は、喫煙者・非喫煙者の共存、望まない受動喫煙の防止はもとより、たばこの総需要減少に一定の歯止めをかけることも期待でき、たばこ作農家の生産意欲の向上、さらには将来不安の払拭にもつながるものと考えます。

たばこ税制の検討にあたっては、財政物資としての位置づけ、たばこ作農家を含めた国内たばこ産業の実態等を踏まえ検討がなされることを求めるとともに、分煙環境の整備に向け、その財源として地方たばこ税の一部が充当されることを強く要望します。

以 上